

平成28年7月15日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学の平成27事業年度財務諸表及び剰余金の翌事業年度への繰越の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第34条第1項の規定により法人から北九州市長に提出された平成27事業年度財務諸表については、承認することが適当である。
- 2 法第40条第3項の規定により法人から北九州市長に対して申請があった平成27事業年度剰余金を、全額翌事業年度へ繰り越すことについては、承認することが適当である。